

# 将来を見通した施策の実施を！

原 幹雄 議員



**Q** 各種長期計画策定の基礎となる町の方向性を示せ。

**A** 町長 計画策定に当たっては、「住民参画」「自律可能な長期的視点に立った将来都市像」「社会情勢の変化に備えた対応」「実現性」「分かりやすさ」を基本とし、

第5次総合計画を中心として、整合性のとれた各種長期計画の策定を進めていく。

**Q** 町内事業者の事業拡張用地の確保を図れ。

**A** 町長 農地法でも、特別な理由がある場合は転用を認めている。工場用地の拡張は、特別な理由に該当すると考えており、事前に町に相談してほしい。

**A** 町長 農地以外で、近隣等からの苦情により、所有者に通知した件

**Q** 相続等により生じた、不在地主による管理不十分な土地とその対応は。

**A** 町長 農地以外で、耕作放棄地は、農業公社の活動により、他町村に比べて少ない。相続人に農業公社の利用を勧め、不耕作地の拡大を防いでいきたい。

**A** 町長 農地以外で、近隣等からの苦情により、所有者に通知した件

数は30件、うち24件は1回の通知で雑草除去がなされた。

農地については、農地法改正により、所有者の変更は農業委員会への届け出が義務化されたため、変更の把握が早くなった。当町の耕作放棄地は、農業公社の活動により、他町村に比べて少ない。相続人に農業公社の利用を勧め、不耕作地の拡大を防いでいきたい。

なお、当町以外に住所を有する方が所有している農



この景観を保つには

# ふるさと納税制度の現況と取り組みは

筑井 あけみ 議員



**Q** 町長は、ふるさと納税制度に力を入れ、寄附金を財源にしたい考えを質問交歓会で示された。積極的な取り組みと制度のPR方法を問う。

**A** 町長 玉村町出身の成功者等に私がPRし、寄附を募っている。また、町外在職員にも呼びかけを行っている。制度については町のホームページに

載せており、詳細も示してPRしている。平成21年1月から条例が施行されているが、現在までの状況を伺う。

**Q** 例が施行されているが、現在までの状況を伺う。

**A** 町長 昨年12月末までに、104万円の寄附をいただいた。寄附申し込み時の活用希望により、健康事業やスポーツ活動事業に充てさせていただいた。

**Q** この制度のメリット・デメリットは。また、今後はどうなっていくと考えているか。

**A** 町長 メリットは、国が定めた制度であり、寄附の方法が簡単で気軽なこと。5000円以上の場合は、越えた部分で住民税の税額控除があること。また、一般財源として利用ができることなどである。

**Q** 町として、寄附金（寄附者）に対し、特典を考えているのか。

**A** 町長 他の自治体では、特典として地元野菜や観光地の入場券のプレゼントを付けている。当町

では、寄附取扱規程で、金額により感謝状を贈呈しているが、ふるさと寄附独自の特典については、今後検討する。



ふるさと寄附により購入した社会体育館のコードレスバイク（手前の2台）

## 町長の未来予想図は

川端 宏和 議員



工夫を行い、  
工務が済まないことのないよう努める。

**Q** 庁舎窓口に来庁したお客様が目的を達成できなかったとき、そのクレームにどう対応するか。  
**A** 町長 職員一人ひとりが個別の業務を担当しているケースが多い。特別な判断を必要としない用件であれば、前任者で対応するなど

**Q** 自律を選択した町に  
おいて、他市との広域な連携が必要と思うが、対応は。  
**A** 町長 バランスのとれた町政運営をするためには、人口だけではなく、健康・スポーツ施策等を行い、一方では協働の推進を図り、幅広い施策方針とする。

**Q** 自主財源の安定を確保するため、人口を増やす施策は。  
**A** 町長 町政運営をするためには、人口だけではなく、健康・スポーツ施策等を行い、一方では協働の推進を図り、幅広い施策方針とする。

**Q** 玉村町長としての未来予想図を示せ。  
**A** 町長 高崎駅と太田駅を結ぶ東毛広域幹線道路をトロリーバスで結ぶ。その中間の生活都市としての機能を高め、第5次総合計画に10年先の未来予

**Q** 町長 具体的な連携事業として、図書館の相互利用、乗合タクシーの連携、職員の人事交流、職員合同研修の実施など、周辺の自治体と積極的に連携を図っていく。  
**Q** (仮称)玉村物産館の必要性を伺う。  
**A** 町長 地域の緑豊かな田園を守るため、足もとの農業地域が元氣を取り戻す方策として、道の駅設置構想とあわせて物産館設置に向けた計画を進めたい。

想図を作成する。期待してほしい。



混雑する役場の窓口

## 町の景観を守るため、景観条例の制定を求む

三友 美恵子 議員



チェンジの開設な

**Q** 「私たちは、優れた景観が私たち一人ひとりの知恵とたゆまない努力によって守られ、つくられていくことの大切さを認識し、このかけがえのない財産を後世に伝えていくための活動を操り広げよう」これは群馬県景観条例の前文の一部である。東毛広域幹線道路の開通やスマートインターチェンジの開設などにより、我が町は大きく変わろうとしている。玉村町独自の景観を守りながら町を発展させていくために、第5次総合計画の中に、景観を守る政策が必要だと考える。  
**A** 町長 景観行政は、単に美しいまちづくりを進めるだけでなく、地域のよさを再認識し誇りと愛着を生み、さらに地域のコミュニティのつながりを強化し、地域力の向上に結びつけることも可能な施策である

**Q** 玉村町の公民館活動の今後についてどのよう  
に考えているか。  
**A** 教育長 文化センターという複合施設のメリットを生かし、より充実した学習の機会と情報を住民に提供できるようにしたい。また公民館ボランティアを育成し、住民の自

**Q** 玉村町の公民館活動の今後についてどのよう  
に考えているか。  
**A** 教育長 文化センターという複合施設のメリットを生かし、より充実した学習の機会と情報を住民に提供できるようにしたい。また公民館ボランティアを育成し、住民の自

策であると認識している。景観条例は、第5次総合計画の中で、これらの考えを織り込みながら制定していく。

立した活動を支援する  
コーデイネーター型公民館経営にシフトしていきたい。



町の美しい風景を残そう (下茂木の桜並木)